

## 移 動 ・ 交 通

### 1 JR（鉄道・連絡社線）旅客運賃の割引

お問合せ先 JR九州案内センター 電話 050-3786-1717

#### 第1種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本人 （単独乗車時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ バスは距離制限無し
本人と介護者 （介護者同伴時）	普通乗車券		距離制限なし
	回数乗車券		
	定期乗車券		
	普通急行券		

#### 第2種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本人 （単独乗車時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ バスは距離制限無し
本人と介護者 （介護者同伴時）	定期乗車券	5割	障がいのある方が12歳未満（小児）の定期 乗車券利用の場合のみ 距離制限なし

- ◎ 乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

※JRバスの運賃割引については、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる地域のJRバス会社にお問い合わせください。

## 2 私鉄運賃の割引（西鉄、筑鉄）

お問合せ先 西鉄お客様センター 電話 0570-00-1010  
筑豊電気鉄道株式会社 電話 093-619-3077

### 第1種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者）

対象	種類	割引率
本人	普通乗車券・回数券・定期券	5割
介護者	普通乗車券・回数券・定期券	5割

### 第2種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・3級）所持者）

対象	種類	割引率	備考
本人	普通乗車券・回数券	5割	
介護者	定期券	5割	障がいのある方が12歳未満のとき

- ◎ 乗車券を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

**※その他私鉄の運賃割引については、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる会社にお問い合わせください。**

### 3 バス運賃の割引（西鉄バス）

お問合せ先 西鉄お客様センター 電話 0570-00-1010

#### 第1種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者）

対象	種類	割引率
本人	普通乗車券・現金・nimoca・定期券	5割
介護者	普通乗車券・現金・nimoca・定期券	5割

#### 第2種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・3級）所持者）

対象	種類	割引率	備考
本人	普通乗車券・現金 ・nimoca・定期券	5割	
介護者	定期券	5割	障がいのある方が12歳未満のとき

- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても、通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません
- ◎ 乗車券等を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
- ◎ 現金の場合は、支払う前に乗務員に手帳を提示してください。
- ◎ バスカード利用時は、カードを機械に入れる前に乗務員に手帳を提示してください。カード購入時には割引はありません。

※西鉄以外のバスについては、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる会社にお問い合わせください。

### 4 船運賃の割引

本人、介護者に割引があります。取扱いは会社ごとに異なりますので、利用する船会社に直接お問い合わせください。

### 5 国内線航空券の割引

本人、介護者に割引があります。取扱いは会社ごとに異なりますので、利用する航空会社に直接お問い合わせください。

## 6 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者に、地域における日常生活の利便と社会参加の拡大をはかり、福祉の向上に資することを目的として、各タクシー会社が運賃の1割を割引する制度です。

《対象者》 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人。  
(必ず手帳を運転手に提示してください。)

《割引率》 メーター表示額の1割(10%)

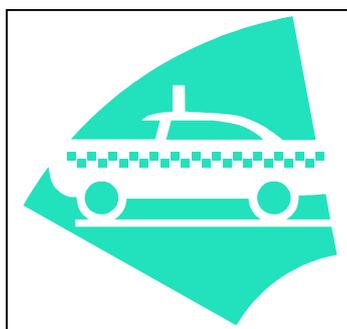
## 7 中間市福祉タクシー料金助成事業

在宅の重い障がいのある人の日常生活の利便をはかり、社会活動の範囲を広げるために、福祉タクシー利用券を発行し、障がいのある人が利用するタクシーの小型基本料金(初乗り料金)分を助成します。

次の4つの対象要件のすべてに該当する人のみが助成を受けることができますので、手続きをしてください。

《対象要件》

- ① 中間市内に住所のある人
- ② 市民税非課税世帯の人(同居の世帯全員が非課税であること)
- ③ 施設等に入所していない人(在宅の人)
- ④ 次のア、イ、ウのいずれかに該当する人
  - ア 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級又は2級の人
  - イ 療育手帳「A」判定を受けている人
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、障がいの程度が1級又は2級の人



## 8 有料道路通行料金の割引 (身体障害者手帳・療育手帳A判定対象)

対 象	割引率	備 考
身体障がいのある人本人が運転するとき	5割	本人又は本人と同一生計者が所有する自動車
第1種身体障害者手帳または療育手帳(A判定)を持っている人が同乗し、介護者が運転する場合	5割	本人又は本人と同一生計者又は介護者が所有する自動車

※ トラックや営業用の車等、一部対象にならない自動車もあります。

※ 登録は、1台限りです。

### 《手続に必要なもの》

- 1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- 2) 車検証
- 3) 運転免許証 (障がいのある人本人が運転される場合)

※ ETCご利用の場合は、上記のものとともに、

- ・ ETCカード (原則として障がいのある人本人名義のもの)
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

が必要になります。

《申請窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

《割引制度のお問い合わせ》

西日本高速道路株式会社 九州支社 料金グループ 電話 092-762-1111

## 9 自動車運転免許取得の助成

身体障がいのある人が運転免許を取得しようとする場合、県が指定した自動車学校での規定講習料の一部を助成します。(申請年度の3月31日までに運転免許が取得できる人) なお、申請は運転免許を取得する前に行ってください。

《対象者》 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、福岡県公安委員会が実施する適性相談により、合格基準に合致し、運転免許取得後の自立更生が確実に見込まれる人。

### 《手続に必要なもの》

- 1) 自動車運転免許取得助成申請書
- 2) 身体障害者手帳又は療育手帳
- 3) 印鑑

《助成額》 10万円 (上限)

## 10 自動車改造費の助成

身体障がいのある人が仕事などのために、本人が所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。年間助成台数が限られておりますので、事前にご相談ください。

### 《対象者》

肢体不自由者で収入が特別障害者手当の所得制限額を超えない人。

### 《手続きに必要なもの》

- 1) 自動車改造費助成申請書
- 2) 運転免許証
- 3) 改造見積書
- 4) 身体障害者手帳
- 5) 印鑑
- 6) 車検証

《助成額》 10万円（上限）

## 11 駐車禁止除外指定車について

歩行困難な身体障がいのある人等の使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外の指定を受けると交通の障がいにならない限り、駐車禁止の場所（法定の駐車禁止場所・駐停車禁止場所を除く。）でも駐車ができます。指定を受けるに当たっての条件や、手続きの方法については下記にお問い合わせください。

《問合せ先》 折尾警察署 電話 093-691-0110  
（交通課 交通総務係）

## 12 ふくおか・まごころ駐車場制度

福岡県内では平成24年2月から、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが公共施設や店舗の障がい者等用の駐車場に車をとめて、安全かつ安心して利用でき、身体障がい者用駐車場の適正利用を図る目的で「ふくおか・まごころ駐車場利用証」を交付する制度が始まりました。

「ふくおか・まごころ駐車場」の看板などが掲示されている駐車場は利用証が必要となります。利用証の交付を希望する方は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎（水巻町）で手続きをしてください。

（ふくおか・まごころ駐車場利用証）



（利用証使用例）



（駐車場の看板）



（駐車場看板設置例）



### ・対象となる方

○身体障がい者

障がい区分		対象等級
視覚障がい		4級以上
聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
内臓の機能障がい	心臓機能障がい	4級以上

	じん臓機能障がい	4級以上
	呼吸器機能障がい	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上
	小腸機能障がい	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上
	肝臓機能障がい	4級以上

- 知的障がい者 療育手帳の障がいの程度欄「A」
- 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級
- 高齢者 介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上
- 難病者 特定疾患医療受給者
- 妊産婦 妊娠7か月から産後3か月まで
- けが人 1年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間

・ 中間市内の公共施設のふくおか・まごころ駐車場設置場所

施 設 名	
中間市庁舎 本館	中間市体育文化センター
中間市総合会館	中間市宮野球場
中間市保健センター	中間市民図書館
中間市人権センター	中間市地域交流センター
中間市生涯学習センター	なかまハーモニーホール

・ 申請窓口・問い合わせ先

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎）社会福祉課  
 住所 〒807-0004 福岡県遠賀郡水巻町吉田西二丁目17番7号  
 電話 093-201-4162

## 情報・通信

### 1 NHK放送受信料の減免

下の表に表す人についてはNHKへ放送受信料免除申請書（福祉支援課にて証明）を提出して受信料の減免を受けることができます。

種類	内容
全額免除	①身体障害者手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯 ②療育手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯 ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯
半額免除	① 視覚障がいのある人又は聴覚障がいのある人で、世帯主で契約者 ②身体障害者手帳1級～2級を持っている人で、世帯主で契約者 ③療育手帳「A」持っている人で、世帯主で契約者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で、世帯主で契約者

《問合先》 NHK北九州放送局 電話 093-591-5020

### 2 電話設置料金の分割払い

新たに電話を取り付ける場合、その料金を分割して支払うことができます。

《対象者》 身体障がいのある人（市民税非課税世帯）

《申込・問合先》 NTT西日本 電話 116 FAX 0120-581-162

### 3 NTT電話番号案内（104）の無料措置

目や上肢の不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、NTT西日本に登録すると無料で電話番号が案内されるサービスです。

《対象者》

- 1) 身体障害者手帳所持者
  - ・視覚障がい1級～6級
  - ・下肢障がいを除く肢体不自由者の1級から2級
- 2) 戦傷病者手帳所持者
  - ・視力障がい特別項症～第6項症
  - ・上肢障がい特別項症～第2項症
- 3) 療育手帳所持者
- 4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

《申込・問合先》 NTT西日本 フリーダイヤル 0120-104-174

#### 4 ファックス・メール・NET119 番通報

火事や急病等の緊急通報を行う場合に、ファックス及び e メールで消防車又は救急車を要請することができます。

- e メール 119 番……利用するためには、事前に消防署への登録が必要です。
- ファックス 119 番…通報用ファックス用紙は下記問合先にあります。事前登録は必要ありません。
- NET119 緊急通報システム…利用するためには、事前に WEB 登録が必要です。

《問合先》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282  
Fax 093-244-0579

消防本部 警防課通信指令係 直通電話 093-245-0901

#### 5 携帯電話料金割引サービス (NTTドコモ、ソフトバンク、au)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けているご本人で申込みをした人は、携帯電話料金が割引されます。

《申込・問合先》 お近くの各携帯ショップ

#### 6 郵便料金の割引

普通郵便物 (第4種)	盲人用点字、盲人用録音物 盲人用点字用紙	3kgまで無料
小包郵便物	盲人用点字小包 心身障がい者用書籍小包 聴覚障がい者用小包	料金の半額

◎ 「盲人用録音物」、「盲人用点字用紙」は、総務大臣が指定する施設から差出し、又はこれからの施設に宛てて差し出されるものに限りです。

◎ 「心身障がい者用書籍小包」は、身体に重度の障がいがある人及び知的障がいの重い人と一定の図書館との間で発受されるものに限りです。

◎ 「聴覚障がい者用小包」は、聴覚障がいのある人と総務大臣が指定する施設から差出し又はこれからの施設に宛てて差し出されるものに限りです。

☆ 詳しいお問い合わせは郵便局へ

[青い鳥郵便はがき無料配布]

重度の身体障がいのある人(手帳1級~2級)又は知的障がいのある人(療育手帳A)に郵便はがきを一人につき20枚まで無料で配布します。申込時期は毎年4月頃で、期間は2か月間です。

☆ 詳しいお問い合わせは郵便局へ

# 税 金 等

## 1 税金の特別措置

種 類	内 容	金 額	窓 口
所得税	(障害者控除) 本人、配偶者、扶養親族が身障手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除 27万円	若松税務署 電話761-2536
	(特別障害者控除) 本人、配偶者、扶養親族が身障手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 40万円	
住民税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 26万円	市課税課 電話246-6238
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 30万円	
軽自動車税	市課税課へお問い合わせください	減 免	
事業税	両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力が0.06以下の人が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医業に類する事業	非課税	北九州西県税事務所 (八幡東区平野 2-13-2) 電話 662-9312 662-9313
自動車取得税 自動車税	次の表をご覧ください	減 免	
相続税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	(障害者控除) 6万円×(70歳-障がいのある人の年齢)	若松税務署 電話761-2536
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	(特別障害者控除)12万円 *(70歳-障がいのある人の年齢)	
贈与税	重度の障がいのある人(身体・知的・精神)に対する贈与のうち、一定条件の下に信託銀行に信託する場合。	6,000万円まで 無税	

☆お問い合わせは各窓口までお願いいたします。

◎自動車税・自動車取得税の特別措置一覧

障がいの区分	障 が い 等 級 (本人運転の場合)	障 が い 等 級 (家族運転の場合)
視覚障がい	2級の2及び3級の2	1級から3級までの各級 及び4級の1
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能、言語機能障がい 又はそしゃく機能障がい	3級	3級
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級 及び5級	1級から3級までの各級
脳病変による 上肢機能障がい	1級及び2級	1級及び2級
脳病変による 移動機能障がい	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
内部障がい	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウィルスに よる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
知的障がい	①療育手帳A1 A2 A3(Aを 含む)及びB1 ②知能指数50以下の知的障 がいのある人で日常生活にお いて常時介護を要する程度 の障がいを有すると児童相談 所又は障害者更生相談所で 判定された人	①療育手帳A1 A2 A3(Aを 含む)及びB1 ②知能指数50以下の知的障 がいのある人で日常生活にお いて常時介護を要する程度 の障がいを有すると児童相談 所又は障害者更生相談所で 判定された人
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級

## 2 定期貯金等の利子非課税 (マル優)

350万円までの定期貯金等の利子に対する税が、非課税貯蓄申請書を提出することにより非課税になります。

《対象者》 ※心身に障がいのある人の関係部分のみ掲載

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳の所持者
- ③ 戦傷病者手帳の所持者
- ④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災の傷病及び障害年金、医薬品副作用被害救済の障害年金、予防接種法の障害年金の受給者
- ⑤ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経済的福祉手当受給者及び特別児童扶養手当の受給者である児童の母親
- ⑥ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ⑧ 知的障がいのある人で厚生労働大臣又は都道府県知事から国民年金法施行令別表及び厚生年金保健法施行令別表第1に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人

《申込・問合先》 各金融機関

# 住 宅

## 1 公営住宅の優先入居

県営住宅入居に際し、心身障がいのある人（児）のいる家庭向けに、特別な枠や抽選倍率の優遇措置を設けています。

募集の時期などについては、その都度「市広報」などでお知らせしています。

### 《対象者》

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の人
- ②療育手帳 B1 判定以上の人
- ③精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の人

《窓口》 福岡県住宅供給公社 北九州管理事務所 電話 093-621-3300

# 就 労

## 1 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方の職業相談や、職業紹介等をしています。

「ハローワーク八幡（黒崎駅前庁舎）」

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ6F

電話 093-622-5566 Fax 093-622-3941

## 2 北九州障害者しごとサポートセンター

就職を希望する障がいのある人に、相談・情報提供・職場開拓等の支援を行います。

「北九州障害者しごとサポートセンター」

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号（ウェルとばた2階）

電話 093-871-0030 Fax 093-871-0083

## 3 職業能力開発校

障がいのある人に対し職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある人の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施します。授業料は無料です。

対象者は、義務教育修了者（見込者を含む）及び高校卒業又はこれと同等の学力を有する障がいのある人で、技能習得のうえ就職の意思を有し、訓練等健康面で集団生活に支障のない方。総合実務科については知的障がいのある方が対象です。

「国立県営福岡障害者職業能力開発校」

〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 1728-1

電話 093-741-5431 Fax 093-741-1340

## 4 職場適応訓練

公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしている心身障がいのある人が、職業に適応するため訓練を受ける制度です。

公共職業安定所が委託した事業所で訓練を受け、訓練生には訓練手当が6ヶ月間（重度障がいのある人の場合は1年間）公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

## 5 肢体不自由児高等学校奨学制度

肢体不自由児（身体障害者手帳1級～5級）が高校に進学したとき、一定の奨学金を受け取ることができます。この奨学金は返済する必要がありません。

《受付期間》 毎年11月10日～12月10日

《申請に必要なもの》 奨学生採用願書、在学学校長の推薦書、前年度課税所得証明書（又は源泉徴収票） 各1通

《窓口》 福岡県肢体不自由児協会 電話 092-584-5723

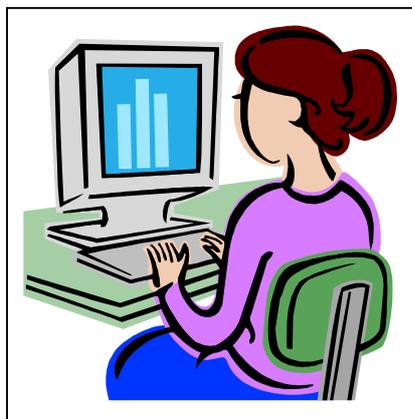
## 7 職 親

知的障がいのある人が自立するために、知的障がいのある人の更生援助に熱心な事業主(職親)に委託し、生活指導や技術習得訓練等を行う制度です。

## 8 たばこ小売販売業の許可基準の緩和

身体障がいのある人が、たばこ小売販売業の許可申請を行った場合に、許可基準が緩和されます。

《問合せ先》 福岡県財務支局理財課 電話 092-411-7281



# 選 挙

## 1 郵便等による不在者投票制度

投票所に出向くことが困難な方で、次の方は、郵便等により不在者投票することができます。

《対象者》

- ① 両下肢又は体幹機能障がい身体障害者手帳 1 級～2 級の人
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫の障がい身体障害者手帳 1 級～3 級の人
- ③ 介護保険で、要介護 5 の認定を受けている人

### (1) 代理記載制度

郵便等の投票制度を利用したくても、自ら記載することができない方は、自宅で「代理記載人」に投票に関する記載をしてもらうことができます。

《対象者》

郵便等の投票制度の対象者で、上肢又は視覚障がい身体障害者手帳 1 級の人

## 2 点字投票制度

目の不自由な方は、点字を用いて投票することができます。

投票所で、点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字投票である旨の表示をした投票用紙をお渡しします。点字器は投票所に用意してあります。なお、点字投票は、期日前投票や不在者投票（ただし、郵便等による不在者投票は除く。）でも行うことができます。

## 3 代理投票制度

身体が不自由な方や、文盲等により投票用紙に自ら記載することができない方は、その方に代わって代理者が投票用紙に記載する方法（代理投票）が認められています。

投票所で、代理投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。

《窓口》 中間市選挙管理委員会事務局 直通電話 093-246-6230

## 年金・手当

### 障害年金

国民年金や厚生年金等の被保険者期間中、あるいは60歳から65歳未満の間に初診日がある病気やけがで障がいをもったとき、又は20歳未満の病気やけがで障がいをもったとき障害年金が支給されます。

ただし、障がいの程度や保険料の納付条件等により支給に制限が生じることがあります。詳しくは年金事務所等でおたずねください。

《問合せ先》 中間市役所 市民課年金係 直通電話 093-246-6240  
八幡年金事務所 代表電話 093-631-7962

### 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がいのある方に対して支給される給付金の制度です。受給資格や申請の仕方、支給額等詳しいことはお問い合わせください。

《問合せ先》 中間市役所 市民課年金係 直通電話 093-246-6240

### 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、生存中に毎月一定額の掛け金（年齢によって7段階に異なる）を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度の障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金（一口二万円・二口まで）を支給する制度です。

#### 《障がいの範囲》

- ① 知的障がいのある人（児）で療育手帳A及びBの人。
- ② 身体障がいのある人（児）で手帳1級から3級に該当する人。
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある人で、1）又は2）と同程度と認められた人。（精神病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等）

#### 《加入資格》

障がいのある人を現に扶養している65歳未満の保護者であって、特別の疾病又は障がいのない人。

#### 《掛金補助制度》

加入者のうち、下記のいずれかに該当する人については、掛け金の一部を助成します。

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税均等割のみ課税世帯
- ④災害により生計の維持が困難となった世帯

## 特別障害者手当

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある人に対して支給されます。ただし、所得の制限があります。

### 《対象となる条件》

- 1) 別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が2つ以上ある人。
- 2) 別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が1つあり、かつ、その障がい以外に国民年金障がい基礎年金の2級程度の障がい2つあり、あわせて3つの障がいがある人。
- 3) 別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障がい1つあり、それが特に重度であるため日常生活の動作がきわめて困難な人。
- 4) 別表の⑥又は⑦に規定する病状又は障がい1つあり、その状態が絶対安静又はそれにきわめて近い状態の人。

### 別表 特別障害者手当障がい等級表

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 両眼の視力の和が0.04以下のもの</li><li>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li><li>③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの</li><li>④ 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの</li><li>⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</li><li>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>⑦ 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められるもの</li></ol> |
|--|

《手当額》 月額 27,300円（令和4年4月現在）

### 《支給制限》

次の人は該当しません。

- ・施設に入所している人
- ・病院等により3ヶ月を越えて長期に入院をしている人

### 《申請に必要なもの》

- ① 申請書
- ② 指定の診断書
- ③ 印鑑

## 障害児福祉手当

重度の障がいがあって、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がいのある児童に対して手当を支給する制度です。ただし、所得の制限があります。

《対象となる条件》 別表2に該当する人

### 別表2

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 両眼の視力の和が0.02以下のもの</li><li>② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの</li><li>③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、</li><li>④ 両上肢のすべての指を欠くもの</li><li>⑤ 両下肢の用を全く廃したもの</li><li>⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの</li><li>⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの</li><li>⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの</li><li>⑩ 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの</li></ol> |
|---|

《手当額》 月額 14,850円（令和4年4月現在）

### 《支給制限》

次の人は該当いたしません。

- ・施設に入所している人
- ・障がいを理由とする年金（特別児童扶養手当を除く。）を受けている人。

### 《申請に必要なもの》

- ① 申請書
- ② 印鑑
- ② 指定の診断書（不要な場合もあります。）

## 福岡県腎臓疾患患者福祉見舞金

昼間の勤務などのため、夜間しか人工透析を受けられない腎臓機能障がいのある人に交通費の一部として給付金が支払われます。

### 《対象者》

腎臓機能障がいのある人で、午後5時以降、月5回以上人工透析を受けている人

### 《申請に必要なもの》

- ① 身体障害者手帳
- ② 申請書
- ③ 印鑑

《支給額》 月額 2,000 円

## 自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料の支給

自動車事故が原因で、脳・せき髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、移動、食事及び排せつなどの日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。対象者の要件や申請の仕方、介護料の額などはお問い合わせください。

《問合先》 独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所  
電話 092-451-7751

# 各 種 相 談

## 各種相談活動

### 1 身体障がい者巡回相談

更生相談所まで出向くことのできない人のため、年1回無料で補装具の判定や交付に関する手続きを行っています。ご利用の際は予約が必要です。

《日時・場所等》 実施の約1ヶ月前に「広報なかま」で通知します。

### 2 身体障がい児療育指導

身体障がいのある児童の早期発見、早期治療をはかるため療育指導を実施しています。

整形外科、小児科等の医師の診断や保健師による指導を行っています。

《窓口》 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 電話 0940-36-2045

### 3 障がい者相談員

障がいのある人（児）の生活上の問題や更生援護などの問題について、必要な助言、指導を行っています。

#### 《身体障がい者相談員》

氏 名	住 所	電話番号
平江 直貴	中鶴二丁目23番41号	246-5129

#### 《知的障がい者相談員》

氏 名	住 所	電話番号
坂東 和美	池田二丁目6番401号	244-7853

#### 4 身体障がい者福祉相談

身体障がいのある方（児）の悩みごとや心配ごとなど気軽に相談ください。相談員が適切なアドバイスを行います。

《相談日時》 第2日曜日 午前10時～正午

《相談場所》 中間市総合会館（ハピネスなかま）

#### 5 補聴器の交付・修理の相談

補聴器の交付又は修理相談の受付を次のように行っています。

《日にち》 毎月第1火曜日・第3月曜日（下表による）

《会場と時間》 ①中間市役所 福祉支援課 障がい者福祉係(13:00～14:00)

《お持ちいただくもの》 身体障害者手帳と印鑑

日	業者名	時間	機種
第1火曜	九州補聴器センター	(市役所) 13:00～14:00	シーメンス
第3月曜	九州リオン	(市役所) 13:00～14:00	リオネット

## 7 その他の相談支援窓口

- 1 中間市福祉事務所 電話 093-246-6282  
心身障がいのある人(児)の福祉の窓口として、手帳の交付・諸手当・施設入所・補装具等いろいろな相談をお受けしています。また、家庭児童相談室では、心身に障がいのある児童のいろいろな相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。
- 2 中間市障害者地域活動センター 電話 093-243-3387  
「パルハウスぼちぼち」  
身体や知的・精神に障がいのある人の福祉サービス（障害者手帳、補装具、福祉タクシー券等）についてや、その他日常生活についての相談に応じています。また、障がいのある人や家族のみなさんが地域で生き生きと自立した生活が送れるようお手伝いをします。精神保健福祉士の専門スタッフがお待ちしています。
- 3 中間市総合会館 電話 093-245-8686  
「ハピネスなかま」  
高齢者や障がい者に対する相談・福祉事業、ボランティア団体への支援事業、生涯学習推進事業、疾病予防を図るための健康増進推進事業、障がい福祉を推進する障害福祉推進事業などを行っています。  
中間市の総合的な福祉サービスを提供する拠点となる施設です。
- 4 中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230  
障がいのある人、高齢者、母子問題等を中心に、広く地域社会の福祉の増進をはかるために、調査、企画などの活動と各種団体活動の育成や、その連絡調整を目的とする民間団体です。
- 5 福岡県障がい者更生相談所 電話 092-586-1055  
体に障がいのある人、知的障がいのある人の相談所です。  
18歳以上の身体に障がいのある人及び知的障がいのある人のさまざまな相談に対して、医学的・心理学的・職能的な判定を行い、必要な助言・指導を行います。
- 6 児童相談所 宗像児童相談所 電話 0940-37-3255  
児童相談所は、子供のための相談所です。  
児童福祉司、心理判定員、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供の福祉にかかわるあらゆるご相談をお受けし、家庭の事情やその子供さんに適した助言や指導を行います。必要に応じて、乳児院や養護施設、里親、教護院、障がい児施設などの児童福祉施設利用のお世話をします。

- 7 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 電話 0940-36-2045  
 遠賀分庁舎 電話 093-201-4161  
 妊婦や、乳幼児の保健衛生の向上のため、相談や指導を行っています。  
 また、結核、特定疾患などの相談指導を行なっています。精神障がいのある人  
 に対しては、こころの健康相談、職親の紹介、家庭訪問などを行っています。
- 8 八幡公共職業安定所 電話 093-622-5566  
 「ハローワークやはた」  
 障がいのある人の就職斡旋からアフターケアなど、心身障害者職業コーナーを  
 設置して、一貫した相談と指導を行っています。
- 9 福岡障害者職業センター 電話 092-752-5801  
 就職を希望する障がいのある人に対し、障がいの内容に応じた職業相談・指導  
 及び就職後のアフターケアまでを行っています。  
 また、事業主に対しては職業管理、作業施設及び補装具の改善に関する相談も  
 行っています。
- 10 自殺予防に関する福岡県の相談窓口  
 福岡県には、自殺予防、こころの健康など、さまざまな相談窓口があります。  
 自分自身の悩みを、ひとりで悩まず、ご家族だけで抱え込まず、また、知り合い  
 や大切な人のこころや身体の不調に気づいたら、まずはご相談ください。

#### 心の悩み・心の健康

- ◆心の電話（福岡） 電話 092-821-8785  
 ※火・木・金曜日 13時から17時まで、盆休み
- ◆心の健康相談電話 電話 092-582-7400  
 ※月曜日から金曜日まで 9時から12時、13時から16時まで

#### 生きるのがつらい、家族や友人が心配

- ◆ふくおか自殺予防ホットライン 電話 092-592-0783  
 ※24時間365日対応
- ◆福岡いのちの電話 電話 092-741-4343  
 ※24時間365日対応
- ◆自死問題支援者法律相談（福岡県弁護士会） 電話 092-741-3210  
 ※月曜日から金曜日まで 9時から16時まで（土日祝日除く）  
 ※家族等の支援者に対する法律相談（無料）
- ◆いのちの電話インターネット相談

※メールでの相談受付可能

<https://www.inochinodenwa.org/soudan.php>

障がいのある人の権利等

## 1 地域福祉権利擁護事業

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業です。相談や支援計画の作成は無料ですが、実際に援助を受ける場合は費用がかかります。

《問合先》 中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230

## 2 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分な方は、財産の管理や契約等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあったりなどの恐れがあることから、このような方々を保護・支援する制度です。手続きは、家庭裁判所に必要書類をそろえて申立てを行います。登記印紙、収入印紙、郵便切手や診断書料さらに精神鑑定等でおよそ10万円程度の費用がかかります。また、後見等が開始されれば、家庭裁判所の決定により、本人の支払い能力に応じて相応の報酬を後見人等に支払うこととなります。(生活保護や所得の低い方には制度を利用するに当たって、かかる費用を扶助する制度もあります。)

※ 後見業務に関する相談や裁判所への申立、裁判所の依頼に対する後見人の紹介、任意後見人の紹介などを行う福岡県社会福祉士会成年後見センター「ぱあとなあ福岡」や「成年後見センター・リーガルサポート」という公益法人もあります。

詳しくはお問い合わせください。

《問合先》 福祉支援課 障がい者福祉係 電話 093-246-6282

中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230

福岡家庭裁判所 小倉支部 電話 093-561-3431

ぱあとなあ福岡 代表電話 092-483-2944

相談専用 092-483-2941

※成年後見制度利用についての相談は毎週水曜日

成年後見センター・リーガルサポート

電話 092-738-7050

### 3 中間市障がい者虐待防止センター

障がい者に対する虐待は、その尊厳を傷つけるものであり、みなさんが安心して暮らすためには、あってはならない事です。しかし、虐待はどこでも起こる可能性があり、本人が気付かないうちに虐待をしている、又は受けている可能性も多いにあります。虐待を見た、聞いた等ありましたら、下記までご相談ください。

#### 《相談窓口》

中間市障がい者虐待防止センター 電話 093-246-6282  
(福祉支援課障がい者福祉係) fax 093-244-0579

#### 《夜間及び休日の虐待通報窓口》

中間市役所 電話 093-244-1111

※夜間及び休日に通報があった場合は、市役所警備員室で電話を受付し、折り返し担当者から電話いたします。

## 社 会 参 加

### 1 訓練事業について

身体障がいのある人が、日常生活の中で必要な知識や技術を身につけ、社会の中で自立して生活を営み、社会参加できるよう、福岡県では、福岡県身体障害者福祉協会などに委託して次のような事業を行っています。

1) 盲婦人家庭生活訓練

生け花や身だしなみ、料理などを指導しています。

2) 盲青年社会生活教室

生活設計や歩行訓練、テーブルマナーなどを指導しています。

3) ろうあ者日曜教室

社会知識や意見情報などを交換する日曜教室を開催しています。

4) 音声機能障がい者発声訓練

喉頭摘出を受けた人たちの発声訓練を行っています。

5) 身体障がい者生活訓練

若い障がいのある人を対象に、レクリエーション、スポーツ大会、福祉講習会、補装具装着訓練等を行っています。

6) 身体障がい者福祉研修会

地域の中で福祉活動の中心となるような若い身体障がいのある人を集めて、研修会を開いています。

※ 詳しい内容等や時期については、次に表すそれぞれの協会にお尋ねください。

(1) と (2) は福岡県盲人協会	電話 092-582-2344
(3) は福岡県聴覚障害者協会	電話 092-582-2414
(4) ~ (6) は福岡県身体障害者福祉協会	電話 092-584-6067

### 2 スポーツ大会などについて

年 1 回、県主催の障がい者スポーツ大会や身体障がい者ソフトボール大会などが開かれています。これは、障がいのある人たちの体力の維持、増強と残存能力の活用などをスポーツを通して楽しみながら行い、社会参加への意欲を高めるとともに、一般社会の正しい認識を深めることにも役立っています。

《問合先》	中間市身体障害者福祉協会事務局	電話 246-2237
	中間市手をつなぐ育成会事務局	電話 245-2111

※ 他に身体障害者作品展示会なども開かれています。

### 3 補助犬について

「補助犬（身体障がい者補助犬）」は目・耳・手足に障がいのある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。また、同補助犬法によって、国、地方公共団体等が管理する施設においては、原則「補助犬」の同伴を拒んではないことが定められています。

☆中間市の施設で補助犬を同伴できる施設

中間市役所（本館・別館）	中間市消防署	市民図書館
中間市保健センター	中間市人権センター	ハーモニーホール
中間市体育文化センター	中間市地域交流センター	
中間市生涯学習センター	ハピネスなかま	

### 4 盲導犬の貸与

盲導犬協会では、視覚障がいのある人の日常生活の安全と社会参加のため、盲導犬を無料で貸与しています。

《対象者》 所定の合宿訓練を受け、盲導犬の飼育ができる人で、積極的に社会参加を望み、自立更生の意欲のある重度の視覚障がいのある人、その他、特に必要と認められる人。

《窓口》 下記へ直接ご相談ください。

福岡市中央区荒戸三丁目3-39（福岡市市民福祉プラザ内）  
「福岡盲導犬協会」 電話 092-714-3169

## ボランティア等

### 1 ボランティア講座

多くの市民に、障がい者問題について正しく理解していただくため、次のような講習が開かれています。

主催	講座名	内容	問い合わせ先
福岡県	手話奉仕員養成講座	手話の技術講習	福岡県障がい福祉課 電話 092-651-1111
	点訳奉仕員養成講座	点訳の技術講習	
	朗読奉仕員養成講座	朗読の技術講習	

### 2 障がい者関係団体一覧

(令和3年4月現在) (順不同)

団体名	事務局(代表者名)	電話番号
中間市 身体障害者福祉協会	中間市通谷二丁目35番23号(青木 勝弘)	093-244-4240
中間市手をつなぐ育成会	中間市扇ヶ浦三丁目13番23号 「仲間園」内 井上 浩	093-244-6618
福岡県 身体障害者福祉協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-6067
福岡県聴覚障害者協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ3階	092-582-2414
福岡県盲人協会	大宰府市三条1-4-2 福岡光明園内	092-923-6336
福岡県手をつなぐ育成会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-4374
福岡県肢体不自由児協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-1212
福岡県重症心身障がい児(者)を守る会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-582-3929
福岡県自閉症協会	北九州親の会 事務局 (伊野 憲治)	093-964-1102
福岡県手話の会連合会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-3649
福岡県精神保健福祉協会	春日市原町3-1-7-2F 精神保健福祉センター内	092-584-8720
福岡盲ろう者友の会	福岡市城南区荒江1-19-20-303 (事務局 城後 直子)	092-847-0807 (FAX)

## 中間市内の障がい者（児）施設

### 1 障がい者施設

施設名	住所	電話	サービス名称
障がい福祉サービス事業所 仲間園	扇ヶ浦三丁目 13 番 23 号	093- 245-2111	就労継続支援B型 生活介護・短期入所 共同生活援助
障がい者支援施設 なのみ園	大字上底井野786-1	093- 245-6178	生活介護・短期入所 施設入所支援
直方リハビリセンター ヴィラナリー中間	大字垣生 1233-2	0949- 29-8771	共同生活援助 短期入所
障害者就労移行支援サービ ス ウイング中間	通谷六丁目1番5号	093- 701-5313	就労移行支援
ほのぼのファクトリーファ ーム	中央五丁目 10 番 17 号	093- 246-4868	就労継続支援B型
わくわくハッピー	桜台二丁目18番18号	093- 245-7001	就労継続支援B型 生活介護
कोरोレ	中央二丁目 13 番 23 号	093- 244-8866	就労継続支援A型 就労継続支援B型
ポルト	長津二丁目 11 番 13 号	093- 981-0457	共同生活援助
多機能型就労継続支援 事業所 いなほ	中間一丁目8番17号	093- 244-2929	就労継続支援A型 就労継続支援B型
障がい福祉サービス 事業所 あいの里中間	中底井野1164番30	093- 482-8281	就労継続支援A型
アイリー	太賀一丁目1番11号	093- 776-6262	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型
だりあ	中鶴一丁目 16 番 28 号	093- 287-1738	就労継続支援B型
短期入所ほーむ	中尾一丁目12番17号	093- 980-4626	短期入所
スーベニア	鍋山町13番16号	093- 981-3462	就労継続支援A型
就労移行支援事業所とて	小田ヶ浦二丁目2番28号	070- 5533-9325	就労移行支援

## 2 障がい児施設

施設名	住所	電話	サービス名称
親子ひろばリンク	岩瀬一丁目1番10号	093- 244-0742	児童発達支援 放課後等デイサービス
子ども発達支援センター いっぼ	深坂一丁目14番1号	093- 701-9118	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
ごえん	東中間二丁目5番1号	093- 246-5381	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
こども通所サービス ちゅうりっぷ	大辻町2番13号	093- 701-5260	放課後等デイサービス
てまり	岩瀬西町1番10号	093- 243-6523	児童発達支援 放課後等デイサービス



身体障害者障害程度等級表

	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級 指数 (18)	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級 指数 (11)	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4指標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1.体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級 指数 (7)	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものを除く。 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	1.体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級 指数 (4)	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びびひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びびひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級 指数 (2)	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びびひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1.体幹の機能の著しい障害
6級 指数 (1)	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級 指数 (0.5)					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

級別	肢 体 不 自 由		心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
1級 指数 (18)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級 指数 (11)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級 指数 (7)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級 指数 (4)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級 指数 (2)	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級 指数	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級 指数 (0.5)	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備 考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>								

発行・編集・印刷／中間市役所福祉支援課障がい者福祉係

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

Tell093-246-6282

Fax093-244-0579

Email [syougaisyafukusi@city.nakama.lg.jp](mailto:syougaisyafukusi@city.nakama.lg.jp)

最終編集（R4.4.1）